

平成28年(ワ)第308号 平成29年(ワ)第345号

「戦争法」強行成立損害請求事件

原告 奥村悦夫 ほか37名

被告 国ほか4名

準備書面(42)

「多数決の原理と少数派の権利」の法理に反する札幌戦争法裁判判決
本件「戦争法」の立法内容・成立過程の違憲、立法事実の不存在であること
原告らの「平和的生存権」「人格権」が侵害され、損害を被っていること

2019年9月13日

松山地方裁判所 御中

選定当事者兼原告 ○○ ○○

選定当事者兼原告 ○○ ○○

選定当事者兼原告 ○○ ○○

原告 ○○ ○○

原告 ○○ ○○

原告 ○○ ○○

「多数決の原理と少数派の権利」の法理に反する札幌戦争法裁判判決
本件「戦争法」の立法内容・成立過程の違憲、立法事実の不存在であること
原告らの「平和的生存権」「人格権」が侵害され、損害を被っていること

目次

はじめに(当該準備書面の主張目的)	3
第一 「多数決の原理と少数派の権利」の法理に反する札幌戦争法裁判判決	3
第二 本件「戦争法」の立法内容・成立過程の違憲を棚に上げた事実誤認の誤判	4
第三 「戦争」と「原発」の多様な同一性が示す①判示の誤判	7
1、「戦争被害」と「原発事故の放射能被害」の甚大さ	8
2、「平和」という言葉で本質を覆い隠す「戦争行為」と「原発推進」の同一性	10
3、原発訴訟最高裁判決が示した放射能被害の甚大さと戦争被害の同一性	14
4、甚大な被害を及ぼす「戦争」と「原発事故」を防止する方法の同一性	19
5、本件と伊方原発訴訟の立証責任が国にあるとの同一性	22
6、「戦争法」と原発事故による「平和的生存権」「人格権」の損害の同一性	23
小結（「我が国は、武力行使の対象とされていない」との認識の事実誤認）	33
結語	33

はじめに（当該準備書面の主張目的）

当該準備書面は、2019年4月22日、札幌地方裁判所の平成29年(ワ)第50号・安保関連法違憲国家賠償等請求事件の判決（以下「札幌戦争法裁判判決」という。）の下記の判示が、原告準備書面(39)で述べる述べた民主主義の原則(多数決の原理と、個人および少数派の権利の擁護)に著しく反し、また、原告準備書面(28)及び同(33)で述べた「人権としての平和」が国際的にも認識され、国家主権を制限する人民主権が優越的地位を持つことが了解されるようになり、国家が戦争に訴えることを、かりに国民代表議会の多数の意思に基づくものであれ、違法とし、平和の実現を要求することが正当とされるに至っていること、日本国においては、侵略戦争の反省に基づき制定された日本国憲法の立憲平和主義により、「平和的生存権」が明文化されていること、これまでの憲法9条や自衛隊をめぐる訴訟においても、「平和的生存権」が具体的な権利であることが論証され、これを認める判決も存在するが、これらを考慮しておらず、また、前述の国際社会における人権に関する基礎的な認識からも逸脱し、真実を発見するうえに不可欠な客観的事実における事実誤認があり、その結果としてその判示に理由不備・齟齬を来し、誤判を犯していることを明らかにする。また、同時に、本件「戦争法」の立法内容及び成立過程が違憲・違法であり、立法事実が不存在であることを明らかにし、本件原告らの「平和的生存権」「人格権」「憲法改正・決定権」が具体的に侵害され、損害を被っていることを明らかにする。

なお、略語等は、本準備書面において新たに定めるもののほか、従前の例による。

第一 「多数決の原理と少数派の権利」の法理に反する札幌戦争法裁判判決

札幌戦争法裁判判決は、「自らの信条や信念と反する立法等が行われることによって生ずる精神的苦痛は、多数決原理を基礎とする間接民主主義の下では不可避免的に生じるものであるから、信条や信念を尊重すべきか否かにかかわらず、かかる精神的苦痛は社会通念上受忍されるべきものといわざるを得ない。そうすると、平和安全法制関連2法の成立等により原告らに精神的苦痛が生じているとしても、かかる苦痛が社会通念上受忍すべき限度にとどまるものである以上、これによって原告らの人格権その他法律上保護される利益が違法に侵害されたということとはできない」とした(以下これを「㊦判示」という。)

この㊦判示は、原告準備書面(39)の「第1 『平和』は、あらゆる基本的人権の存立しうる基礎条件」と「第2 代表制民主制の多数決原理に反する本件『戦争法』の立法化」で示した「多数決の原理と少数派の権利」の法理に照らし、本件訴えの真実を発見するうえに不可欠である客観的事実において次の㊦㊧の事実誤認があり、それが要因となり、判示理由に不備と齟齬があり、誤判を犯している。

① 本件「戦争法」は、代表制民主制の国会での多数決によって立法化してはならない「人権」部門(=人権の承認)及び「国民の主権」にかかわる案件・対象事項である。したがって、本件「戦争法」の立法化は、違憲・違法である(詳細は原告準備書面(33)、同(39)など)。

② 多数決の原理と、個人および少数派の権利の擁護という二つの原則は、民主主義政府の基礎そのもとを支える一対の柱である。したがって、被告らは、その調和を図るための合意形成を行う責務がある。それにもかかわらず、被告らの本件「戦争法」の成立過程における審議と裁決及び可決決定の有り様は、単純多数による強行採決・可決であり、違憲・違法である(詳細は原告準備書面(39)など)。

具体的には、⑦判示の「自らの信条や信念と反する立法等が行われることによって生ずる精神的苦痛は、多数決原理を基礎とする間接民主主義の下では不可避免的に生じるものである」との認識は、上記の①②で示した民主主義国家における「多数決の原理と少数派の権利」の法理に著しく反し、それは、和田論文が、「形式上の民主的議会制、形式上の多数決制度が、内容としての民主的議会制、内容としての多数決原理を死滅させる病理的状況を生む危険がある」と指摘する状況であり、事実誤認がある。それらが要因となり、⑦判示に至る判示理由に不備と齟齬を来し、誤判を犯している。

第二 本件「戦争法」の立法内容・成立過程の違憲を棚に上げた事実誤認の誤判

⑦判示は、本件「戦争法」の立法内容が、違憲・違法であり、当然ながら無効であること、また、本件「戦争法」は、立法事実が不存在であり、立法目的及び手段選択に正当性も相当性もないから当然無効であること、本件「戦争法」の立法過程において違憲・違法などの次の③～⑩を棚に上げる事実誤認があり、それによって判示の理由に不備と齟齬を来し、誤判を犯している。

③ 人類の戦争の歴史、特に二度の世界大戦の経験に基づき「人権としての平和」が国際的にも認識され、国家主権を制限する人民主権が優越的地位を持つことが了解されるようになり、国家が戦争に訴えることを、かりに国民代表議会の多数の意思に基づくものであれ、違法とし、平和の実現を要求することが正当とされるに至っている。さらには、日本国においては、侵略戦争の反省に基づき制定された日本国憲法の立憲平和主義により、「平和的生存権」が明文化され、これまでの9条や自衛隊をめぐる訴訟においても、「平和的生存権」が具体的な権利であることが論証され、

これを認める判決も存在する(詳細は原告準備書面(5)、同(10)、同(28)など)。

④ 二度の悲惨な世界規模の戦争を経て確立した現憲法下では、「平和」は人権の基礎をなし、「人権」としての「平和(＝平和的生存権)」を獲得していること、本件「戦争法」は、「なんらかの戦争の開始(武力行使)」を認める法律であるから人権としての「平和」を侵害する、ゆえに代表制民主制の国会での多数決によっても立法化してはならないから、本件「戦争法」は、違憲・違法となる(詳細は原告準備書面(33)など)。

⑤ 本件「戦争法」の立法内容は、憲法前文や憲法9条などに反する違憲・違法がある(詳細は原告準備書面(4)、同(17)、同(20)、同(23)、同(24)、同(36)など)。

⑥ 憲法に反する法律を立法化するには、当然ながら憲法改正手続が不可欠であり、それには、単純多数決の過半数ではなく、多数決原理の一つの表れである憲法96条(この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする)の要件を整える必要があったが、被告らは、この手続を行わず、解釈改憲により本件「戦争法」を単純多数決で強行可決した。それは、当然ながら違憲・違法である(詳細は原告準備書面(15)、同(26)、同(35))。

⑦ 本件「戦争法」の立法事実が不存在であり、立法目的及び手段選択に正当性も相当性もないから、本件「戦争法」は、当然ながら無効である(詳細は原告準備書面(36)、同(40)など)。

⑧ 被告らの本件「戦争法」の成立過程における審議と裁決及び可決決定の有り様は、憲法31条及び参議院規則が求める適正手続に反し、違憲・違法な強行採決・可決がある(詳細は訴状、原告準備書面(39)など)。

⑨ 国民主権に反し、「国民の多数派の意志」とは異なる「法律」を国会の多数意志として立法化できる法形式的・制度技術的を放置することは、つまり、多くの国民、憲法学者や弁護士、内閣法制局長官 OB、幅広い分野の有識者らが、「憲法違反」と認め、同法の成立に反対であったにもかかわらず、国会の議員の多数ということを唯一根拠として、単純多数決による強行可決、つまり、数の力で押し通す、多数のおごりと無責任が極まった暴挙が可能である状況、代表の原理が正常に機能しているとはいえない状況を放置することは、明確に違憲・違法である。したがって、本件「戦争法」の強行成立行為は、この点からも違憲・違法である(詳細は原告準備書

面(39)など)。

⑩ 選挙は民意を反映させて議員を選出する手段であるが、現選挙制度は、国民主権に基づく全国民の民意を国会に忠実に反映すること、つまり、全国民の民意を議会の議席数に忠実に反映せず、国会は、民意を忠実に反映する場になっておらず、本件「戦争法」の強行成立は、その典型であり、本件「戦争法」を強行可決させた自民党と公明党を支持する絶対得票率は25%前後に過ぎないが、国会議席数の過半数により、民意(戦争法案に「反対」が国民の多数派)を無視して、本件「戦争法」を強行可決し、成立させた。つまり、本件「戦争法」は、国民主権に基づく全国民の民意を国会に忠実に反映させる選挙制度に改める努力を怠ったままで、民主主義国としての基礎的原則(多数決の原理と少数派の権利の擁護)に反して、多数決原理を採用することなく、単純多数決決定を強行した違憲・違法がある(詳細は原告準備書面(39)など)。

前述①②で示した理由から、⑦判示の「多数決原理を基礎とする間接民主主義の下では不可避免的に生じるものである」との認識は、原告準備書面(39)で示した「民主主義の原則」に著しく反する。そして、その違法を棚に上げ、本件「戦争法」が適法であり、立法手続も適法にされたことが前提となっている。つまり、違憲・違法な法律であっても「多数決原理を基礎とする間接民主主義」に基づき成立した法律であれば、それは適法であり、手続も妥当だということである。これは、憲法前文の「国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」との憲法の基本理念に反し、また、憲法第97条(この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。)と同第98条(この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。)に明確に反する。

つまり、本件訴えの真実を発見するうえで不可欠である③～⑩の客観的事実における事実誤認があり、それが要因となり、「信条や信念を尊重すべきか否かにかかわらず、かかる精神的苦痛は社会通念上受忍されるべきものといわざるを得ない」、「平和安全法制関連2法の成立等により原告らに精神的苦痛が生じているとしても、かかる苦痛が社会通念上受忍すべき限度にとどまるものである以上、これによって原告ら的人格権その他法律上保護される利益が違法に侵害されたということとはできない」との誤判を犯している。

なお、札幌戦争法裁判において、「憲法改正・決定権」の侵害に関する訴えの有無の詳細は、本件原告らには不明である。しかしながら、札幌戦争法裁判における「憲

法改正・決定権」の侵害に関する訴えの有無にかかわらず、本件「戦争法」が違憲であることは、⑥から自明であるから、札幌戦争法裁判判決は、誤判を犯していることは明白である。

また、③～⑩で示した理由から、本件「戦争法」の立法内容及び成立過程が違憲・違法であり、立法事実が不存在であることは明白である。さらには、本件原告らの「平和的生存権」「人格権」「憲法改正・決定権」が具体的に侵害され、損害を被っていることは明らかである。

第三 「戦争」と「原発」の多様な同一性が示す④判示の誤判

札幌戦争法裁判判決は、さらに、「原告らは、平和安全法制関連2法の成立等により、集団的自衛権の行使や後方支援活動等を行うことが可能となった結果、国際社会からの日本に対する評価が変わり、原告らを含む日本国民が戦争に巻き込まれる可能性や、我が国が敵対国からの攻撃やテロリズムの対象となる可能性が高まったことで、原告らの生命、身体及び財産に現に危害が加えられることへの恐怖を抱かされ、人格権が侵害されたと主張する。しかし、平和安全法制関連2法の成立から1年半近くが経過した本件訴訟の第1審口頭弁論終結時においても、我が国は、他国による武力行使の対象とはされていない(それどころか、集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施もされていない。)のであるから、現時点においても、戦争やテロリズムによる原告らの生命、身体及び財産等の侵害の危険が切迫し、現実のものとなったとまではいえない。このことからすると、平和安全法制関連2法の成立やこれに至るまでの閣議決定等のみで、我が国が敵対国からの攻撃やテロリズムによる原告らの生命、身体及び財産等に対する具体的な侵害のおそれが生じたものとはいえない。そうすると、原告らが、平和安全法制関連2法の成立により、我が国が敵対国からの攻撃やテロリズムの対象となって原告らの生命、身体及び財産等に危害が加えられるのではないかとの恐怖や不安を抱いたとしても、それは漠然かつ抽象的な不安感にとどまるものといわざるを得ず、原告らの人格権ないし法律上保護される利益が侵害されたということとはできない。」とし(以下これを「④判示」という。)、そのうえで、「したがって、人格権の侵害を理由とする本件各損害賠償請求については国会や内閣の行為の違法ないし違憲性を判断するまでもなく理由がないというべきである。」と判示している。

この④判示は、「平和安全法制関連2法の成立から1年半近くが経過した本件訴訟の第1審口頭弁論終結時においても、我が国は、他国による武力行使の対象とはされていない(それどころか、集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施もされていない。)」と④判示をするうえで時間枠を設けて(これを「④判示前提時間枠」という。)、
「現時点においても、戦争やテロリズムによる原告らの生命、身体及び財産等の侵害

の危険が切迫し、現実のものとなったとまではいえない。」(これを「㊦事実認定」という。)とし、「このことからすると、平和安全法制関連2法の成立やこれに至るまでの閣議決定等のみで、我が国が敵対国からの攻撃やテロリズムによる原告らの生命、身体及び財産等に対する具体的な侵害のおそれが生じたものとはいえない。」(これを「㊧現状判定」という。)とし、「そうすると、原告らが、平和安全法制関連2法の成立により、我が国が敵対国からの攻撃やテロリズムの対象となって原告らの生命、身体及び財産等に危害が加えられるのではないかと恐怖や不安を抱いたとしても、それは漠然かつ抽象的な不安感にとどまるものといわざるを得ず、原告らの人格権ないし法律上保護される利益が侵害されたということとはできない。」(これを「㊨結論」という。)と結論付けている。

これらには、事実誤認、理由不備・齟齬があり、それが要因となり、㊦判示は誤判を犯している。そのことを、「戦争」と「原発」の多様な同一性などを例示的に取り上げ、被告らの本件「戦争法」の立法行為と施行行為により、本件原告らの「平和的生存権」「人格権」「憲法改正・決定権」が具体的に侵害され、損害を被っていることを以下で明らかにする。

1、「戦争被害」と「原発事故の放射能被害」の甚大さ

原告準備書面(40)27-28頁で、山崎雅弘(戦史・紛争研究家)が、『沈黙の子どもたち 軍はなぜ 市民を大量殺害したか』から引用し、第二次世界大戦で、軍人が2100~2600万人、一般市民が4800~5900万人死亡していることを示した。この膨大な死者数が、戦争の被害の甚大性を示している。これは、過去の戦争に止まらず、現在の戦争や紛争においても同様である。本件「戦争法」は、その「なんらかの戦争の開始(武力行使)」を認める法律である。したがって、先の歴史と現実が示すことは、本件「戦争法」に基づく自衛隊活動も、同様に甚大な被害・損害を引き起こす可能性を示唆している。

一方で、原発(原子炉)事故による放射能被害も甚大で、その被害が広範囲にわたることを福島原発大事故は示した。しかし、原発周辺の住民などがその甚大な被害が起こり得ること理由に原発の停止を求めてきたが、札幌戦争法裁判判決の㊦判示に類する理由により、つまり、原発事故による甚大な放射能被害が起こっていないなどの理由で、これらの訴えを裁判所は退けてきた。

これらの原発訴訟の判決が犯していた間違いの一つに、「平和安全法制関連2法の成立から1年半近くが経過した本件訴訟の第1審口頭弁論終結時においても、我が国は、他国による武力行使の対象とはされていない(それどころか、集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施もされていない。)」という㊨判示前提時間枠がある。例えば、フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』の「福島第一原子力発電所事故」の「事故の根本原因」には、次の記載がある。

(<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%A6%8F%E5%B3%B6%E7%AC%AC%E4%B8%80%E5%8E%9F%E5%AD%90%E5%8A%>

2006年10月27日、吉井英勝(京都大学原子核工学科卒業、日本共産党)は、国会質問で当時の原子力安全委員会委員長の鈴木篤之に対して、福島第一原子力発電所を含む43基の原子力発電所は、地震によって送電線が倒壊したり、内部電源が故障したりすることで引き起こされる電源喪失状態、または大津波に伴う引き波によって冷却水の取水が不可能になるといった理由で炉心溶融に至るのではないかと、そうなった時どう想定しているのかと質問した。これに対し鈴木篤之は、電源喪失状態となり燃料溶融に至る事故は非常に低い確率論としては存在すると答えた。吉井は同年12月13日にも、「巨大地震の発生に伴う安全機能の喪失など原発の危険から国民の安全を守ることに関する質問主意書」を内閣に提出し、原発の最悪の事故を念頭に、津波の引き潮により冷却水が喪失する可能性の指摘や、非常用ディーゼル発電機の事故によりバックアップが機能停止した過去事例の提示要求などを行ったが、当時の内閣総理大臣安倍晋三は、「我が国において、非常用ディーゼル発電機のトラブルにより原子炉が停止した事例はなく、また、必要な電源が確保できずに冷却機能が失われた事例はない」と回答している。

このように㊦判示前提時間枠を設け、また確率論でそれらを否定してきた。そして、IAEAの事務次長を務めた原子力工学専門家ブルーノ・ペロードは、認識に基づく対処の遅れによる事故は、天災ではなく人災であると次のように指摘している。

産経新聞のインタビューで、1999年までIAEAの事務次長を務めた原子力工学専門家ブルーノ・ペロードは、1992年に東京電力に対して、福島県に設置されているMark I型軽水炉の弱点である格納容器や建屋を強化し、電源や水源を多重化し、水素爆発の防止装置を付けるように、などと提案したが、東京電力の返答は、GE社から対策の話が来ないので不要と考えているというもので、以後も対策は採られなかったという。また、2007年のIAEA会合で東京電力に対し、福島県内の原発は地震や津波対策が不十分だと指摘した際、東京電力は「対策を強化する」と約束したものの、津波対策をしなかった。ペロードは、この事故は天災ではなく人災で「チェルノブイリ原発事故はソ連型事故」、「福島原発事故は東電の尊大さが招いた東電型事故」と指摘している。

このような㊦判示前提時間枠や確率論は、被害が甚大で広範囲に及ぼし、回復不可能であるような事象では、決して採用してはならない。回復不可能であるような被害を及ぼす事象では、それを回避する方法、未然に防ぐという予防的概念に立脚する必要があるが、㊦判示前提時間枠や確率論は、このような認識が欠落している。その結果の被害は、天災ではなく人災である。ましてや、「戦争・紛争」は、天災による被害で

はなく、人為的被害にほかならず、この被害を回避することが可能であるからだ。

原告準備書面(40)の「③『地球温暖化』が及ぼす影響は、一国にとどまらず国境を越え、人々に及ぶ」(13-18頁)で述べたように、「地球温暖化」の及ぼす影響も一人の人間の一生という時間のなかでは到底判断できない。また、その結果の被害は、回復不可能な悪影響を社会(地球全体)に及ぼす。このような事象は、それを未然に防ぐという予防的概念に立脚する必要がある。

本件「戦争法」の場合もそれは同様である。また、㊦判示前提時間枠は、まず、このような認識が全く欠落した事実誤認があり、㊧結論を結論付けるという㊨判示の誤判を犯している。

2、「平和」という言葉で本質を覆い隠す「戦争行為」と「原発推進」の同一性

「平和」という言葉で本質を覆い隠し、「戦争行為」や「原発推進」がなされてきた。

原発は、次のように原子力の「平和」利用との言葉とセットで、国策として推進されてきた。

米国アイゼンハワー大統領は、1953年12月の国連総会で世界に向けて「Atoms for peace(原子力の平和利用)」を呼びかける演説を行った。この提案の裏には、アメリカの核戦略があった。それは、NATOなど同盟諸国に、アメリカの核兵器を配備しようとする計画であり、西側諸国の核武装を進めるものであった。有馬哲夫(早稲田大学教授、メディア研究)は、この核戦略に基づき、「戦後、CIAは正力氏と協力して日本で原子力の平和利用キャンペーンを進めていきました。彼が政財界の有力者とのコネを持っていただけでなく、新聞やテレビを使って宣伝できたからです」(『原発・正力・CIA—機密文書で読む昭和裏面史』新潮新書)と述べている。正力松太郎氏(読売新聞社主、日本テレビ会長、原子力委員会初代委員長、科学技術庁初代長官)は、「ついに太陽をとらえた」とのタイトルの大型連載の原子力キャンペーン(『読売新聞』1954年1月1日)を開始した。これが、次のように原発大国日本への道を開いた。

昭和二十九年、中曽根康弘によって突如原子力予算が提出され、三日間の審議で一気に可決された。以降三十一年にかけて政府、財界は原子力の各種の委員会、調査会を設けて活動を開始し、三十一年には原子力委員会が設置され、原子力開発基本計画が策定された。この計画に基づき原研、原燃、放医研の三機関が設立された。

同時に産業界は、旧財閥グループが原子力五グループを結成し、見事な財閥復活を遂げたのである。すなわち、三菱原子動力委員会(MAP)、日立系の東京原子力産業懇談会(TAIC)、住友原子力委員会(SAEC)、三井系の日本原子力事業会(NAIG)、第一原子力グループ(FAPIG)が相次いで結成された。これ以来、原子力エネルギー自体が儲かるのではなく、原子力と名がつけば金に

なる、予算がでる、という国策の奇型形態が生じ、独占資本の暴走が始まるのである。(『原子力産業の実態』(『原子力発電の危険性—調査、資料、理論、そして闘い—』207頁)技術と人間)

この状況を、日本原水爆被害者団体協議会代表委員の森瀧市郎氏は、次のように述べている。

原子力の「軍事利用」すなわち原爆で、あれだけ悲惨な体験をした私たち広島、長崎の被爆生存者さえも、あれほど恐るべき力が、もし平和的に利用されるとしたら、どんなにすばらしい未来が開かれることだろうか、いまから思えば穴にはいりたいほど恥ずかしい空想を抱いていたのである。

長崎での第二回世界大会のなかで結成された日本被団協の結成大会宣言には「世界へのあいさつ」というサブタイトルがつけられていた。世界に向かって被爆者の思いのたけを述べたものであったが、その結びに近いところで、「私たちは今日ここに声を合わせて高らかに全世界に訴えます。人類は私たちの犠牲と苦難をまたとふたたび繰り返してはなりません。破滅と死滅の方向に行くおそれのある原子力を決定的に人類の幸福と繁栄の方向に向かわせるということこそが、私たちの生きる限りの唯一の願いであります」と。しかも草案を書いたのは私自身だったのである。(中略)池田内閣の「所得倍増」政策で、日本経済がやや上向きになり、それを証明するかのようにオリンピックを東京で立派にやりとげ、世界に戦後の日本を見直させた。その後の内閣が、「高度成長」とか「列島改造」とかの掛け声で、大躍進したかに見える日本の産業文明の総展示ともいえる「万博」は大阪で開かれた。その万博の政府館に二つのタペストリーが飾られた。一つのタペストリーは、原子力が軍事利用された場合の惨禍を現わすものとして、広島原爆ドームが織り出されたもの。もう一つのタペストリーは、原子力平和利用のバラ色の未来を表現するものとして、バラ色のタペストリーが豪華に織り出されたものであった。

この二つのタペストリーは、原子力の「軍事利用ノー、平和利用イエース」という、当時の国民のコンセンサスを示すものとも見えるが、実際には、それは政府や産業界がこれから進めようとする原子力の平和利用という名の「原発」推進の大方針を国内外に宣言するものであったとも思われる。

(『核絶対否定への歩み』溪水社)

このように、「原子力の平和利用」は、メディアなどのキャンペーンによって、人々に受け入れられたのである。このような原発のイメージを陰で支えたのが、次のように教育・教科書でもあった。

昨年(一九八〇年)の九月十日ころ、中学校の地理的分野の教科書を発行して

いる八社のうち五社の編集担当者に対して、文部省の教科書検定課の教科書調査官から、直接に電話で、すでに検定をパスしていた記述を再検討してほしいとの「参考意見」が伝えられた。その内容は、『『現在の見本本にある原子力発電所関係の記述が、生徒に核アレルギーをおこしかねない内容になっている』という主旨の参考意見が科学技術庁からあったので、記述を再検討していただいても結構です』ということであった。（『教科書がねらわれている』112頁、あゆみ出版）

この結果、東京書籍（公民、213頁）は、次のように書き換えられた。

見本本——〔写真説明〕若狭湾沿岸の原子力発電所（福井県美浜町）電力は京阪神地方へ送られる。原子力発電所にたいして、環境破壊や安全性を心配する声がある。〔脚注〕原子力発電は、近年しだいに増加している。しかし、一九七九年にアメリカで発生した事故に見られるように、装置の技術や安全性に疑問がだされている。また、放射性廃棄物の処理や温排水など、むずかしい問題がある。

供給本——〔写真説明〕…原子力発電所にたいして、一部には環境破壊や安全性を心配する声もある。〔脚注〕…装置の技術や安全性の疑問もだされている。また、放射性廃棄物の処理や温排水などにも問題がある。（同上116頁）

そして、「各社の書き換えさせられた部分に全体として共通していることは、原子力発電の危険性、環境への影響、住民の不安、反対運動の広がりなどの事実に関する表現が、少しずつ弱められている」とある。この書き換えが明らかになるのは翌年で、『朝日新聞』（1981年4月25日）は、「中学社会の『公民』教科書 全面改定 業者が決定 自民党の圧力に屈す 憲法・自衛隊・原発など焦点 危険な自己規制」との見出しで、この問題を報じている。

このように、「原子力の平和利用」とのキャンペーンの本当の狙いは、原子力の「軍事利用」、つまり核兵器の配備を進めるための環境を整備するためのデマゴギーである。つまり、原子力発電という発電という側面のみを表面に押しだし、その発電活動により生み出される核物質（核兵器の材料）の確保という本来の目的を覆い隠し、見えなくするために「平和」という言葉が利用されてきたのである。

核兵器が決して平和を生み出すことはないように、本件「戦争法」も「平和」を生み出すことはない。本件「戦争法」は、「国際平和支援法」及び10本の戦争関連法、つまり、「平和安全法制整備法」として制定されたものである。このように法律の名称に「平和」という言葉が付けられている。そして、本件「戦争法」を構成する一つの法律である「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」1条には、「この法律は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの（以下『国際平和共同対処事態』という。）に際し、当該

活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。」とその目的を「国際社会の平和及び安全の確保に資する」とし、明らかに事実と異なることを目的としている。

このようなデマゴギーは、新しいものではなく、「戦争」は、いつも「平和」や「安全」というまやかしの宣伝文句の言葉と共にやって来たという歴史の事実がある。

たとえば、「満州事変」は、発端の鉄道爆破(関東軍による満州鉄道の路線爆発を中国軍による日本権益侵害と称する謀略)から日本軍の出動、満州の治安維持・邦人保護を口実にした満州の制圧まで、「満蒙」(中国東北部と内モンゴル)を武力占領しようとした関東軍の計画的軍事行動であったが、「満蒙問題は、わが国の存亡に係わる問題である、わが国民の生命線である」と「我が国の自衛」「安全」のためとのキャンペーンがなされ、人々もこれに同乗し、中国への侵略に突き進んでいったのである。

吉田茂首相は、衆議院帝国憲法改正委員会において、「近年の戦争は多く自衛権の名に於いて戦われたのであります。満州事変また然り、大東亜戦争また然りであります。」(1946. 6. 26)とこの歴史を踏まえた答弁をしている。

また、極東委員会の中華民国のS・H・タン代表は、この日本のデマゴギーによる侵略を受けた体験を踏まえて次のように述べている。

・・・過去10年、20年の国際情勢を振り返ってみると、武力行為は必ずしも戦争の一部ではないと私は思います。「戦争」という言葉は法的定義を持っています。法的意味における戦争とは一つですが、物的意味における戦争とは別のものです。しかしながら、幾多の軍事的行為、武力行為の「行為」と言う言葉すら過去においては戦争とは別の行為として法的に認められていました。もし、われわれが、この条文だけを解釈すれば、常識的には、条文の厳格な解釈により、日本はここに掲げられた、つまり、戦争目的のために軍事力を行使することと国際紛争解決のために武力を行使すること、この二点の放棄であり、この目的以外のために軍事力を保持することが許されることとなります。日本は他の目的のためにそれを行使することができるでしょう。それを行使するまでは、それは戦争行為ではない、戦争に至らない行為だ、従って憲法違反ではないということになるだろうと思うのです。このようなタイプの事例は実際に枚挙にいとまがないのです。われわれは誰しも多くのこのような事例を覚えていると思います。(Far Eastern Com mition. Transcript of Twenty-Seventh Meeting of Far Eastern Com mition. September 21, 1946. 国立国会図書館 FEC(A)0085.)

タン代表のこの発言は、「近年の戦争は多く自衛権の名に於いて戦われた・・・満州事変また然り、大東亜戦争また然り」との吉田首相の答弁が示す日本軍が行った歴史の事実は、タン代表自身が直接体験したことを踏まえたもので、憲法9条の規定でも曖昧であり、再び日本は軍国化するのではないかとの危惧や不満を述べていたのである(詳細は、訴状43-44頁)。この発言は、日本政府の本件「戦争法」のような事態

をすでに予想していたということである。つまり、「戦争行為」や「武力行為」という事実行為を「自衛」や「安全」という言葉にすり替え、先に示した本件「戦争法」の目的とする「国際社会の平和及び安全の確保に資する」との名目により、自衛隊という名の「軍隊」が、軍事行動を行うために活動しているのである。

以上のことが示すように、「平和」と全く対極にある「戦争」は、「平和」や「安全」を名目にしたデマゴギー・キャンペーンに囲い込まれ、騙され、あるいは便乗してきたのである(詳細は原告準備書面(33))。

「満蒙問題は、わが国の存亡に係わる問題である、わが国民の生命線である」とのデマゴギー・キャンペーンの行き先が、甚大な加害と被害であったように、原発の平和利用が福島原発大事故の放射能被害であったように、本件「戦争法」は、決して「平和」も「安全」も生み出さず、その対極にある軍事的緊張を生み出し、紛争や戦争、憎しみを生み出すだけであることは、原告準備書面ですべて述べてきたとおりである。つまり、本件「戦争法」の法律名に「平和」との言葉を使用し、「我が国の安全」との説明がなされても、その実態は、「平和学の父」と呼ばれるヨハン・ガルトゥング博士が、「集団的自衛権は日本を守るどころか、日本の安全を脅かすものでしかない。それは日本をより危険な状況に陥れる。／米軍による最近のアフガニスタンやイラクへの軍事介入のことを考えてほしい。いずれも不可逆的な行為であり、もとに戻す方法は存在しない。殺された側の怒りや悲しみは、必ず反撃や復讐の暴力となって米国とその同盟国に襲いかかる。それは無視することも、避けることも、退けることもできない。それがいま欧米の各地を襲っているテロの本質である。」と述べているように、米軍との共同軍事行動であり、日本や世界の「平和」「安全」とは真逆の結果を招く。

したがって、このようなデマゴギー・キャンペーンに基づく本件「戦争法」の立法内容の違憲・違法を棚に上げ、本件「戦争法」を適法として上で、㊦結論付けた㊧判示は、誤判であり、るる述べた歴史の事実之余にも無知である。

3、原発訴訟最高裁判決が示した放射能被害の甚大さと戦争被害の同一性

福井県敦賀市にある高速増殖炉もんじゅの周辺住民が、この高速増殖炉の事故により放射能が大量に拡散されれば、人体や自然環境に回復不可能な被害を及ぼすとして、この事態を防ぐ(予防)には、高速増殖炉の建設・運転を止めるしかないとして、1985年、福井地方裁判所に内閣総理大臣がおこなった核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律23条に基づき原子炉設置許可処分無効確認を求める原子炉設置許可処分無効確認等請求事件を提起するとともに、動力炉・核燃料開発事業団を被告として、原子炉の建設・運転の差止めを求める訴えを併合提起した(以下「もんじゅ訴訟」という。)

この訴訟で最高裁は、原告適格の有無の判断基準を次のように示した。

行政事件訴訟法9条は、取消訴訟の原告適格について規定するが、同条にいう当該処分¹の取消しを求めるにつき『法律上の利益を有する者』とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も右にいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。そして、当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規の趣旨・目的、当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質等を考慮して判断すべきである。(1992年(平成4年)9月22日判例集民集46巻6号571頁、1090頁)

さらに、「行政事件訴訟法36条は、無効等確認の訴えの原告適格について規定するが、同条にいう当該処分²の無効等の確認を求めるにつき『法律上の利益を有する者』の意義についても、右の取消訴訟の原告適格の場合と同義に解するのが相当である。」として、周辺住民の原告適格を認めた。

その理由を、「原子炉が、原子核分裂の過程において高エネルギーを放出するウラン等の核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるもの」と原子炉が多量の人体に有害な放射性物質を発生させるその危険性を示し、「原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがある」とし、「安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合には重大な原子炉事故が起こる可能性があり、事故が起こったときは、原子炉施設に近い住民ほど被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなるのであって、特に、原子炉施設の近くに居住する者はその生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される」とし、「単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故等³がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である」と次のように述べている。

原子炉設置許可の基準として、右の3号(技術的能力に係る部分に限る。)及び4号が設けられた趣旨は、原子炉が、原子核分裂の過程において高エネルギー

一を放出するウラン等の核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力の有無及び申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき十分な審査をし、右の者において所定の技術的能力があり、かつ、原子炉施設の位置、構造及び設備が右災害の防止上支障がないものであると認められる場合でない限り、主務大臣は原子炉設置許可処分をしてはならないとした点にある。そして、同法24条1項3号所定の技術的能力の有無及び4号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合には重大な原子炉事故が起こる可能性があり、事故が起こったときは、原子炉施設に近い住民ほど被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなるのであって、特に、原子炉施設の近くに居住する者はその生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定されるのであり、右各号は、このような原子炉の事故等がもたらす災害による被害の性質を考慮した上で、右技術的能力及び安全性に関する基準を定めているものと解される。右の3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号の設けられた趣旨、右各号が考慮している被害の性質等にかんがみると、右各号は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。

そして、当該住民の居住する地域が、前記の原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域であるか否かについては、当該原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と原子炉の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すべきものである。（下線は原告ら。）

この最高裁判決は、原子炉の規模性質等に照らして、もんじゅから58キロメートル離れている住民まで、原子炉設置許可処分無効確認を求める住民の原告適格を認めた。なお、この原子炉からの距離と原告適格は、その後の他の裁判において拡大され続け、広範囲の住民に原告適格が認められている。

原子炉（原発）事故の放射能被害を、「単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事

故等をもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体等の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である」との判示に、その被害の甚大性を端的に示している。

つまり、原発(原子炉)事故による放射能被害は、回復不可能である甚大な被害を人や自然環境に及ぼすとの科学的知見を住民と司法が有していることを示している。このような認識は、福島原発大事故により、より確定的になっている。

「戦争」が及ぼす甚大な被害という点の認識も同様である。それは、憲法前文において、「戦争」が甚大な被害を引き起こしたとの経験とその反省に基づき、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定」し、憲法9条で、「戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認」を規定しているが、それを端的に示している。

したがって、本件「戦争法」による予想される被害についても、先のもんじゅ訴訟最高裁の「原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがある」とし、「安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合には重大な原子炉事故が起こる可能性があり、事故が起こったときは、原子炉施設に近い住民ほど被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなるのであって、特に、原子炉施設の近くに居住する者はその生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される」との認識に基づく判断が不可欠である。

しかしながら、「平和安全法制関連2法の成立から1年半近くが経過した本件訴訟の第1審口頭弁論終結時においても、我が国は、他国による武力行使の対象とはされていない(それどころか、集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施もされていない。)」と時間枠(戦争法の成立からわずか1年半近くの経過時間)を設けて、「我が国は、他国による武力行使の対象とはされていない」と判断している。このような短期間の時間枠でその影響が現れることを前提にしているという常識外れの認識に驚く。

「安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合には重大な原子炉事故が起こる可能性がある」とある。したがって、千年に一度程度の確率の巨大地震であってもそれに備える必要があることを福島原発大事故は、示したのである。それにもかかわらず、戦争法の成立からわずか1年半近くの経過時間という時間枠を前提にし、その影響を判断していることなど全く論外である。

2011年の福島原発大事故までは、国や電力会社の主張(安全神話—地震・津波に対する安全対策は取られている。地震予知—将来にわたって原発敷地に強い地震は来ない)を裁判所は鵜呑みにし、原告らの訴えを退け、原発は稼働し続けてきた。しかし、福島原発大事故は、千年に一度であるかもしれない確率のM9レベルの地震と大津波により、甚大な放射能被害を引き起こしたのである。したがって、従来の認識を

返還することを国や電力会社、そして、司法に示したのである。

ところが、札幌戦争法裁判判決では、㊶判示前提時間枠「戦争法」成立から1年半近くが経過した時点で「我が国は、他国による武力行使の対象とはされていない」とわずかな期間での現象を判断材料とし、㊵事実認定「現時点においても、戦争やテロリズムによる原告らの生命、身体及び財産等の侵害の危険が切迫し、現実のものとなったとまではいえない」と、同法成立と閣議決定等のみで、㊴現状判定「我が国が敵対国からの攻撃やテロリズムによる原告らの生命、身体及び財産等に対する具体的な侵害のおそれが生じたものとはいい難い」とし、㊷結論「恐怖や不安を抱いたとしても、それは漠然かつ抽象的な不安感にとどまり、「原告らの人格権ないし法律上保護される利益が侵害されたということとはできない」と結論付ける判決を行ったのである。

これを原発訴訟に置き換えたら、㊶判示前提時間枠「提訴以来3年経過」したが、「我が国は、巨大地震や大津波を要因とする原子炉の過酷事故は起こっていない」とし、㊵事実認定「現時点においても、原子炉の過酷事故による放射能の拡散による原告らの生命、身体及び財産等の侵害の危険が切迫し、現実のものとなったとまではいえない」とし、㊴現状判定「我が国が巨大地震や大津波を要因とする原子炉の過酷事故による放射能の拡散による原告らの生命、身体及び財産等に対する具体的な侵害のおそれが生じたものとはいい難い」とし、㊷結論「恐怖や不安を抱いたとしても、それは漠然かつ抽象的な不安感にとどまり、「原告らの人格権ないし法律上保護される利益が侵害されたということとはできない」と結論付ける判決となる。このことが、事実を反することを福島原発大事故から明白である。

この㊶判示前提時間枠の可笑しさを例示的に原告準備書面(40)で述べた「地球温暖化」に当てはめてみる。

「地球温暖化」をもたらす因果関係メカニズム、つまり、各国の個別の法律や政策に基づく経済活動と個々人の個別の生活活動により排出される二酸化炭素は、国境を越えて日本の平均地上気温、世界平均地上気温の上昇を招き、日本の温暖化、地球の温暖化を招き、私たち一人一人の暮らしにその影響を及ぼす。この「地球温暖化」メカニズムは、科学的な検証に基づくものであるとの認識が共有され、このメカニズムを前提に国際条約が締結されている。

この㊶判示前提時間枠は、この因果関係メカニズムの妥当性を、つまり、経済活動により排出される二酸化炭素により「地球温暖化」の影響を1年半との限られた期間での現象の有無で判断し、結論付けているということである。つまり、訴えていること(日本が敵対国からの攻撃やテロリズムによる原告らの生命、身体及び財産等に対する具体的な侵害や地球温暖化)が、現象として目に見えて現れるには、一定の期間を要し、それまでの間は、一見明らかな現象として確認できないということに過ぎず、「我が国は、他国による武力行使の対象とはされていない」との結論付けることなど到底できないにもかかわらずそれを行ったのである。

本件「戦争法」に基づく自衛隊活動を要因とする「日本が敵対国からの攻撃やテロリズムによる原告らの生命、身体及び財産等に対する具体的な侵害」も同様である。ま

してや、憲法9条により「軍隊」を持たず、軍事行動を行わないと国であるとの日本への一定の認識が世界的に存在し、そのうえで原告準備書面(3)で示した、NHKの「ETV特集 アンコール——武器ではなく 命の水を～医師・中村哲とアフガニスタン」のアフガニスタンで活動する中村哲(医師・ペシャワール会)らの「武器や戦車では解決しない。農業復活こそがアフガン復興の礎だ」と世界各地で現地の人々の平和や健康のために活動している人々の存在があり、本件「戦争法」に基づく自衛隊活動により派生する敵愾心などを緩和しているということの認識など、この判決には一切眼中にないようである。

本件「戦争法」に基づく自衛隊活動により派生する敵愾心などが要因となり、「日本が敵対国からの攻撃やテロリズム」という具体的行動化されるには、かなりの時間の幅があるとは考えないのであろうか。

そもそも、原発事故による放射能被害や戦争・紛争による被害の甚大さゆえに、それを回避すること、予防することが目的である。したがって、現時点において被害が存在しないという客観的事実が今後も原発が安全であるとの保障にはなり得ず、また、「我が国は、他国による武力行使の対象とはされていない」との客観的事実の証拠が仮に存在したとしても、それが、明日の安全の保障にならないことは明白である。

本件原告らが求めていることは、戦争の根源的な原因の除去であり、その一つ要件である戦争を予防する憲法9条であり、これに基づく立法化や政策である。しかしながら、本件「戦争法」は、この憲法9条に反し、戦争を予防する防波堤を破壊するものであり、憲法9条によって守られ保障されていた権利の侵害とそのことにより被る損害を求めているのである。

したがって、現時点において、仮に「我が国は、他国による武力行使の対象とはされていない」という客観的事実が存在したとしても、そのことで、原告らの行為によって被っている損害が存在しないということにはならず、戦争を予防する防波堤が破壊されていることによる「平和的生存権」や「人格権」の侵害の事実には変化がない。

よって、「原告らが、平和安全法制関連2法の成立により、我が国が敵対国からの攻撃やテロリズムの対象となって原告らの生命、身体及び財産等に危害が加えられるのではないかと恐怖や不安を抱いたとしても、それは漠然かつ抽象的な不安感にとどまるものといわざるを得ず、原告らの人格権ないし法律上保護される利益が侵害されたということとはできない。」との㊸結論は、全く事実誤認に基づく結論である。

したがって、札幌戦争法裁判判決の㊸判示前提時間枠→㊸事実認定→㊸現状判定→㊸結論としての㊸判示は、まったく論外であり、真実を発見するうえに不可欠である客観的事実における誤認があり、理由不備・齟齬があり、誤判を犯しており、原告らの権利が侵害されているという客観的事実に何らの変化はない。

4、甚大な被害を及ぼす「戦争」と「原発事故」を防止する方法の同一性

高速増殖炉事故大量放射能拡散による人体や自然環境への回復不可能な被害を防ぐ(予防)には、高速増殖炉の建設・運転を止めるしかない住民が提訴したことの意味を先に述べた。後述の伊方1号炉訴訟もそれは同様である。本件訴えの目的も同様である。

つまり、被告らの本件「戦争法」の立法・施行とこれに基づく自衛隊活動(=攻撃活動)は、「本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)」→「本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)に対する敵愾心涵養」→「本件『戦争法』による日本(人)への反撃」→「本件『戦争法』による日本列島の日常生活の危険の増大」させる(詳細は原告準備書面(40)18-24頁)。

このように循環し、引き起こる回復不可能な甚大な被害は、それを未然に防ぐ予防措置がなによりも重要である。この点において、「戦争」と「原発事故」は同一性がある。

この予防的措置・予防的概念については、原告準備書面(12)で詳細に述べたが、その概要を再度述べる。

人類は、言葉を手に入れたときから個々人の個人的体験を他者に伝え、この体験を自己および他者の経験へと転化し、経験を蓄え、経験科学を発展させてきた。この経験科学を通して、人類は、多くのものを発見し、また発明してきた。こうしたものの一つとして、命や暮らしを脅かすさまざまな災害や危険を出来るだけ回避し、それを防ぐ術を発見し、また発明した。つまり、個の体験が個および他者あるいは集団の経験と化し、同じような過ちを繰り返さないようにと集積した経験科学から、災害を予知し、あるいは予測し、被害をなくすために予防的措置を講じ、同時に予防的概念を発展させてきた。

環境や人間の健康に重大で不可逆な悪影響が生じる可能性がある場合には、その科学的知見が不確実でも、何らかの保護対策をすべきであるとするリスク管理の原則として、予防原則がある。

環境や公衆衛生をめぐるっては、完全な科学的知見が得られるまで対策を先延ばしにすることは、しばしば深刻な被害を招くことがある。そこで、1970年代初めにドイツやスウェーデンの環境法においてこの予防原則の理念が導入された。1980代半ばに北海保護国際会議の閣僚宣言、1990年代にヨーロッパ共同体設立条約や国連環境開発会議の「リオ宣言」においてもこの予防原則の理念が採用されている。さらに、「予防原則に関する欧州委員会通達」が2002年2月に発表されている。

このように予防医学、予防原則、安全工学上から、未然に病気を防ぐ、未然に災害を防ぐ、未然に危険を回避するために、経験科学に基づき予防的措置を講じるようになった。それは、これまでの当事者の概念を、直接利害を受ける人・物から、直接の利害には関わらない人・物にまで当事者の枠を広げること、また、当事者の時間の枠を現時点だけでなく将来という現時に広げたのである。つまり、これまで狭く限定されていた閉じられた当事者概念から開かれた当事者概念へと転換が図られたのである。これは、人類が、長い年月をかけて、「安心」し「安全」な日常の暮らしを営むために、予防

的対策としてたどり着いた一つの大きな英知である。これは、医学、科学の分野に止まるものではなく、法の分野でも同様である。

法の分野における予防的概念は、〈法の支配〉や〈立憲主義〉のそれである。つまり、私たちが「安心」で「安全」な日常の暮らしを営み続けるためには、権力の濫用を〈法〉で縛り(法の支配)、私たちの自由や人権(平和的生存権など)を保障するという立憲主義が不可欠である。これが、法による予防である。

日本国憲法は、あの忌まわしい侵略戦争の反省に立って、再び戦争の惨禍を繰り返してはならないとの強い決意の上に、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」とした。そして、憲法9条の「戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認」という具体的な条文規定により、具体的に「戦争」事態を予防する防波堤を定めた(築いた)のである。本件「戦争法」は、まさに「戦争・紛争」の予防としての防波堤である憲法9条を破壊し、私たちの平和のうちに生存する権利や人格権、憲法改正・決定権を侵害しているのである。

なお、憲法9条による「戦争・紛争」の予防により保障される平和的生存権は、予防概念から当然ながら全ての人がある当事者、つまり、権利主体となることも意味している。したがって、本件「戦争法」は、「なんらかの戦争の開始(武力行使)」を認める法律であるから、被告らの本件「戦争法」の立法行為及び施行行為は、憲法9条による「戦争・紛争」の予防を破壊する行為であり、憲法9条による予防としての原告らの平和的生存権、人格権、さらには憲法改正・決定権を明らかに侵害していることになる。

日本国憲法は、あの忌まわしい侵略戦争の反省に立って、再び戦争の惨禍を繰り返してはならないとの強い決意の上に、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定」し、憲法9条の「戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認」により、「戦争」事態を予防し、「平和的生存権」「人格権」を保障した。ところが、本件「戦争法」は、「なんらかの戦争の開始(武力行使)」を認める法律であるから、憲法9条による「戦争・紛争」を予防する防波堤が破壊されたことを意味する。つまり、本件「戦争法」は、「戦争・紛争」の予防のための防波堤が破壊されたことを意味する。したがって、私たちの日常の日々は、突如「戦争・紛争」が押し寄せ、被害を被るかもしれないと状況を余儀なくされているのである。これが、本件「戦争法」の成立と施行が及ぼす具体的な被害の本質である。

したがって、原告らが被っている被害の判断基準は、具体的な被害を被っているか否かや、また、その程度ではなく、憲法9条が法的に予定している立憲主義としての基本法が有している予防のための防波堤としてのそれが侵害・破壊されているか否かである。つまり、被害を被っているか否かではなく、原発に例えるならば、原子炉が、構造的に安全な設備設計され、安全な稼働状況にあるのかというとの具体的な審査である。つまり、憲法9条が予防する「戦争・紛争」を本件「戦争法」が破壊しているか否かの審査がまず不可欠であるということである。

ところが、札幌戦争法裁判判決は、①判示を前提にし、「したがって、人格権の侵害を理由とする本件各損害賠償請求については国会や内閣の行為の違法ないし違憲性を判断するまでもなく理由がないというべきである。」と審査を行っておらず、違憲性の有無を棚上げしたうえで、②判示前提時間枠→③事実認定→④現状判定→⑤結論を行うという事実誤認と理由不備による誤判を犯しているのである。

原発に例えれば、原子炉の安全性の審査をすることなく、事故が起こっていないから安全設計・安全運転がされているということを前提にし、放射能被害を被るとの不安や恐れは漠然かつ抽象的な不安感にとどまるとし、「平和的生存権」「人格権」を侵害していないと判決していることに等しい。

5、本件と伊方原発訴訟の立証責任が国にあるとの同一性

原告準備書面(40)の42-43頁で、立証責任が国にあるとの最高裁判決を示したが、再度それを述べる。

伊方原発訴訟最高裁判決(1992年(平成4年)10月29日判例集民集46巻7号1174頁)は、「原子炉設置許可処分の取消訴訟においては、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものであるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的な審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される。」と判示した。

本件「戦争法」の立法事実が不存在であり、かつ「立法目的」及び「選択手段」の正当性・相当性がない本件「戦争法」の立法行為及び施行行為の無効を確認するという本件の訴えにおいて、伊方原発訴訟最高裁判決が示した事例に次の理由から該当する。

すなわち、法令を立法化するに際しては、当然ながら「立法の基礎を形成し、かつその合理性を支える社会的・経済的等の一般的事実」が不可欠であるが、本件「戦争法」を必要不可欠であると国会に提出し、両院の特別委員会及び本会議の審議においてそれを説明したのは、被告国であり、その全資料を被告国が独占的に保持しているのである。

つまり、本件は、まさに伊方訴訟最高裁判決の事例の「当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持している」に該当する。したがって、被告国が、両院の各特別委員会の審議及び本会議の審議において、「立法の基礎を形成し、かつその合理性を支える社会的・経済的等の一般的事実」の説明において

不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告国が上記主張、立証を尽くさない場合には、被告国がした立法事実の説明に基づく強行裁決・立法行為に「不合理な点があることが事実上推認される」ことになる。

ところが、被告国は、それを一切行っていないから、被告国がした立法事実の説明に基づく強行裁決・立法行為に「不合理な点があることが事実上推認される」のである。

6、「戦争法」と原発事故による「平和的生存権」「人格権」の損害の同一性

大阪地裁の平成28年(ワ)第5586号 平和的生存権等侵害損害賠償請求事件、平成28年(行ウ)第167号 自衛隊出動差止等請求事件、平成28年(行ウ)第239号 自衛隊出動差止等請求事件、平成28年(ワ)第11407号 平和的生存権等侵害損害賠償請求事件(以下「大阪戦争法訴訟」という。)の原告準備書面(11)の「第1」で、「原告らに共通する損害の実質は、平和憲法のもとで戦争への恐怖不安に苛まれることなく、人格を形成し、発達させてきた原告らが、安保法制改定により、平和憲法下の平穏な生活基盤を奪われたこと、及び、これまで形成してきた平和活動を無意味にさせられる危険を味わわされているという点にある。」「それは、かの福島第一原発事故により避難を余儀なくされ、生活基盤を失った住民らが、東京電力に対して、原子力損害の賠償に関する法律に基づく損害賠償を請求した訴訟の損害論における一要素と共通する面がある。」と冒頭で述べ、「第2」で原告らの損害の実質を述べ、「第3」で損害論の法的構成を述べ、「第4」で、福島原発損害賠償訴訟の東京地裁平成30年2月7日判決・判例集未掲載の事案で、「住居を有した本訴提起時原告らは、本件事故発生時である平成23年3月11日に本件事故によって、本件包括生活基盤に関する利益の侵害という共通損害を被り、それは甚大なものであったと評価できる。本件事故によって同原告らに生じた共通の慰謝料額のうち被告が認める850万円を超える額としてはそれぞれ300万円をもって相当と認める」旨判示し、同事件原告らの共通損害を認定しているが、「本件訴訟でも、原告らそれぞれの特性等に応じた個別の損害があることは前提であるとしても、原告らが被った包括生活基盤に関する利益の侵害という共通損害か認められることは否定できない。本件訴訟で原告らが請求している金1万円の損害は、いずれの原告との関係でも少なくとも認容されるべき金員であるといわなければならない。」と述べているように、本件と原発被害の損害論における一要素の共通性がある。

よって、大阪戦争法訴訟の準備書面を引用し、本件原告らの主張に援用することで、本件原告らの「平和的生存権」「人格権」が具体的に侵害され、損害を被っていることを明らかにする。なお、必要に応じて、本件原告らの主張・説明などを【 】に挿入する。

第2 原告らの損害の実質

1) 平和憲法下の平穏な生活基盤の形成

(1) 戦争の惨状から反省の上にたった平和憲法の制定

戦後我が国の歴史は、戦争から完全に決別することから出発し、かつ決別を貫いてきた歴史である。敗戦が示した惨状は「戦争は最大の人権侵害である」ことを誰の目にも明らかな事実としてつきつけた。

国家制度として憲法9条において戦争と武力行使を禁止し、戦力の不保持、交戦権の否定をし、憲法前文においてその由来とその淵源が人類の多年にわたる闘争と努力の結果であることを明らかにされた。平和は全ての生活を正常に営むための根源であり、逆に、戦争は最大の人権侵害であるように、平和への攻撃、平和に暮らす生活の侵害は、私たちの人格全体、そして生存そのものに対する侵害をもたらす。そして、諸外国憲法にみられる軍関連規定(軍組織、軍指揮権、宣戦布告、軍法会議、徴兵等)を、我が国の憲法は徹底して採用していない。憲法は、およそ「軍」の存在やそれを前提とする軍事行動は一切想定していないのである。

敗戦の惨禍の中から日本の民衆をして力強く復興に立ち上がらせた力は、この憲法において戦争を永久に放棄することによって確実な平和が約束されたことにある。

【日本の非軍事化は、かつて日本軍の蛮行による甚大な被害を被った周辺アジア諸国の人々が、再びそのようなことを心配することなく平和のうちに暮らせるか否かに直結する問題である。また、日本の非軍事化は、日本国が、再び国際社会に復帰するための前提条件であった。このような理由及び経過から、憲法9条による「戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認」からなる条文は、国際社会への宣言でもあった。】

本件訴訟で原告になっている人達の中には戦争体験者がいるが、彼らは戦場における加害の事実、被害の事実、そして地域コミュニティー(ふるさと)における関係者の甚大な被害を背負って歩み出した。また戦後生まれの原告らについては、過去の我が国が直面した戦場における加害・被害の事実をもとに、平和憲法下での平穏な生活基盤を形成してきた。

【本件原告には、日本の植民地支配・侵略の被害を直接被った次の世代の韓国籍・米国籍の人々が参加している。】

(2) 平和憲法下の法秩序の形成・発展

戦後、自衛隊法が成立したものの、憲法第9条の存在から、様々な解釈上の縛りがかけられた。自衛隊は憲法のいう「軍」ではなく、規模の大きい「警察」でもな

い、国の防衛作用を担う実力組織であるという解釈である。また防衛出動の要件は直接侵略があった場合のみの専守防衛であり、防衛出動以外の我が国領域外への自衛隊の出動は、周辺事態の場合の後方支援活動とPKO部隊としての派遣のみに解釈上限定されていた。

上記の解釈そのものについて多分に疑義があるものの、少なくとも政府も憲法9条の存在から、自衛隊に対して解釈上の一定の縛りをかけていたのである。そのため、国民は、国家のイニシアティブによって開始される武力の行使が招く自らの生命、身体、財産を侵害されないことが保障されていたといえる。

すなわち、平和憲法下において、法秩序も憲法の解釈に沿う形で形成されてきたといえる。

(3) 平和憲法下の地域コミュニティの形成・発展

各自治体も、平和憲法を前提とした社会秩序を形成してきた。例えば、大阪府においては平成7年12月に、「大阪府は、日本国憲法の基本理念である恒久平和と国是である非核三原則を踏まえ、核兵器の速やかな廃絶を強く訴え、国際社会の平和と発展に貢献することを誓い、ここに『平和都市』を宣言する」という「平和都市宣言」を誓約している。また堺市についても、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」を、平成19年1月に施行している。同条例は「戦争は最大の人権侵害であるという認識を持ち、「平和と人権を尊重するまちづくりの推進」をすることを宣言している。平和行政の基本原則などを定める平和推進条例を制定している自治体は全国でも60以上も存在する。

このように地方自治体は、平和憲法下において平和の推進を具体的な政策として実施し、平和の価値観を共有する地域コミュニティの形成・発展に寄与してきた。

【今治市も「核兵器廃絶平和都市宣言」において、「世界の平和と安全は、人類共通の願望であるにもかかわらず、近年、核兵器を含む軍備の拡張は依然として続けられ、世界平和と人類の生存に深刻な脅威をもたらしていることは、全人類のひとしく憂えるところである。平和憲法の精神にのっとり再びあの広島・長崎の惨禍を絶対に繰り返してはならない。」と謳っている。】

(4) 平穏な生活基盤の形成・発展

さらに各職定においては、平和に向けた活動を実行する労働組合活動や社員教育を通して、平和憲法下の平和の推進運動を、企業秩序にも取り込んできた。それは職員の人権や労働条件の向上、企業の存続は平和な世界があつてこそものだからである。

それ以外でも平和推進運動を行う町内会や、任意の団体は枚挙に暇が無い。

これもすべて平和憲法下で平和が保障されているからこそその地域コミュニティーを形成し、発展させてきた。

以上のように、原告らは、それぞれの生活基盤において、平和憲法下の平穏な生活基盤を築き上げ、それぞれ自己を形成させ、発展させてきたのである。

【戦争は、国家間で行われてきた。したがって、国境を越えた人々の交流による相互理解に基づく友好を深めることが、平和を維持するうえに不可欠である。このような理由から、松山市の友好都市である韓国平澤市民と愛媛県民との間で市民交流を続け、友好を深め、本件訴訟の原告にも平澤市民が参加し、軍事力によらない平和を求めてきた。詳細は、原告準備書面(14)参照。】

2) 安保法制改定により、平穏な生活基盤が失われたこと

しかしながら、今般の安保法制改定によって、従前平和憲法のもとで政権自体が踏みとどまっていた解釈の壁を、自ら破壊した。すなわち、安保法制改定により、防衛法制は大きく変質し、専守防衛の仕組みが基本的に廃止された。我が国に対する外敵の侵入がない場合でも、自衛隊を出动させて武力行使をなすことが可能となり、また外国の領域で戦闘行動中の外国軍隊に対する支援活動(兵站活動)をなすことが可能となったのである。

この結果、戦争体験者の過去の戦争の惨禍への思いをぶり返させ、耐えがたい苦痛を加えている。平和のもと平穏な地域コミュニティーを形成し、その中で生活基盤を設けることによって癒やされた自らの戦争被害が、戦争のできる国に「解釈変更」によって転換させられることになり、戦争による苦痛が倍加されている。

そして戦後、憲法9条と第13条の保護のもと、戦争のない幸福な生活を送ってきた原告らに対し、今後ふりかかってくるであろう戦争と戦争に関連する権利侵害のおそれによって、日常的な不安と苦痛にさらされる生活を余儀なくされているのである。

それはもはや、新安保法制定により、原告らの平穏な生活基盤が根本からかえられ、これまでの平和で平穏な生活が日々切り崩されていく危険に直面させられている。確かに福島第一原発事故の地域住民が、避難により物理的に住居を奪われた事案とは居住場所の変更を伴わないという点で同じではない。しかし、以下で述べるとおり、「平和憲法下で自らが地域コミュニティーの中に築き上げてきた平穏な生活基盤」が日々切り崩されていく状態におとしこめられたことで、原告らの被害の実質には「ふるさとの喪失」と共通した痛みがある。

【「平和憲法下で自らが地域コミュニティーの中に築き上げてきた平穏な生活基盤」とは、単に物理的地理的要件に止まらない。例えば、平澤の原告の人々と

の愛媛の私たち原告との間で築き上げてきた友好に基づく「平穏な生活基盤」も含まれる。それが、本件「戦争法」により、再び、かつての日本軍が自衛隊との名によって、再び派兵し、平穏な生活基盤が根本から崩されるのではないかとの危惧に襲われることも「平和憲法下で築き上げてきた平穏な生活基盤」が日々切り崩されていく状態における被害に含まれる。】

第3 損害論の法的構成

1) ①戦争への恐怖不安に苛まれた状態で生活を送らざるを得ない慰謝料と②「平和憲法のもとで生きる」ことの喪失慰謝料を含めた平穏な生活基盤喪失に関する慰謝料

(1)東京地裁平成30年2月7日判決・判例集未掲載

ア 同訴訟は、福島第一原発事故による避難で故郷の生活を奪われ精神的な損害を受けた等として、福島県南相馬市小高区に住んでいた321名が、東京電力に対し、1人約3300万円、総額約110億円の損害賠償を求めたものである。いわゆる「小高(故郷)で生きる利益侵害」訴訟である。

同事件の原告らは、損害論として、避難生活を送ることによる継続的な損害に対する慰謝料としての避難慰謝料(避難生活に伴う生活雑費増加の積極損害又は生活費増加を原因とする精神的苦痛に対する慰謝料を含む。)及び「小高に生きる」ことの喪失による損害に対する慰謝料と構成した。

同判決は、損害論(慰謝料部分)につき以下のとおり、判示して、東京電力に対し、事故時に海外などにいた3名を除く318名に合計約11億を支払うよう命じた。

イ 「従前属していた自らの生活の本拠である住居を中心とする衣食住、家庭生活、学業・職業・地域活動等の生活全般の基盤及びそれを軸とする各人の属するコミュニティー等における人間関係」を「本件包括生活基盤」と定義した上で、「以上のような被害の実情は、まず、従前の生活の本拠である住居からの強制退去と長期にわたる帰還禁止を余儀なくされた点において憲法22条1項で保障されている居住、移転の自由に対する明白かつ直接の侵害である。のみならず、本件においては、上記のとおり、本件事故による放射性物質の飛来により、広範囲の地域に及ぶ多数人に対して避難指示が発せられ、突然それぞれの従前属していた本件包括生活基盤からの隔絶を余儀なくされたものであり、長期にわたり避難指示解除の見通しが立たないままその状態が継続した上、結果として長期間にわたりその隔絶が継続したのみならず、引き続き、同基盤そのものの大幅な変容という事態にさらされるという過去に類を見ない規模の極めて甚大な被害が生じており、その突然性、地域及び対象者の広範性、長期性、顕著性に鑑みると、

本件事故は、住居を有した本訴提起時原告らの従前属していた本件包括生活基盤及びそこから享受していた利益を大きく害したものと見える。そして本件包括生活基盤が安定し、一貫していることは、人間の健全かつ安定的な人格維持、人格形成及び人格陶冶を図る前提であるから、本来、安定し、一貫して存続することが望まれ、また、現実にも特段の事情がない以上、相当程度安定し、一貫して存続し、変化が想定できるとしても緩やかで、変化の前後に連続性のある、概ね予測可能なものであって、そのことによって、人間が健全かつ安定的に人格を維持し、形成し、陶冶することを可能としているものである。したがって、従前属していた本件包括生活基盤から利益を享受していた者にとって、同基盤が一定以上の損傷を被り、同基盤から享受していた利益が質的に害され、その者の人への侵害が一定以上に達したときは、従前属していた本件包括生活基盤において継続的かつ安定的に生活する利益(以下「本件包括生活基盤に関する利益」という。)を侵害されたものと解することが担当である。ここで本件包括生活基盤に関する利益は、人間の人格にかかわるものであるから、憲法13条に根拠を有する人格的利益とであると解される。これを本件について見るに、少なくとも、本件のように突然に、地域と対象者が広範に、長期にわたり、人間を従前属していた本件包括生活基盤から隔絶させ、同基盤があった場所への帰還が可能となったときにも同基盤が顕著に変容しているということは、その人格に対する深刻な侵襲であり、本件において本件包括生活基盤に関する利益の侵害があることは明らかであって、その程度は高く、憲法13条に根拠を有する人格権自体を実質的に侵害しているものといえる(熊本地方裁判所平成13年5月11日判決判時1748号30頁参照)。

(2) 本件訴訟との同質性

ア 本件は、「従前の生活の本拠である住居からの強制退去と長期にわたる帰還禁止を余儀なくされた」わけではない。物理的に故郷から退去を迫られ、帰還が禁止になったわけではない。しかしながら、上記裁判例の事案も、居住場所の変更という物理的な側面のみを重視して損害を認定したわけではない。

イ 平和憲法下の平穏かつ安定した生活により、健全かつ安定的な人格維持、人格形成及び人格陶冶を図ってきた本件訴訟の原告らからすれば、安保法制改定により、それまでの生活が根本的、決定的に変容した。

安保法制改定は、憲法改正の手続きを経ずに、平和憲法の従前の政府解釈さえ著しく踏みにじる解釈変更を行うという過去に類を見ない事態である。

その結果、原告らは、平和憲法下における従前属していた自らの生活の本拠である住居を中心とする衣食住、家庭生活、学業・職業・地域活動等の生活全般の基盤及びそれを軸とする各人の属するコミュニティー等における人間関係を踏みにじられたと評価できる。原告らの中には多種の職業についている者がいる。医師、宗教者、公務又は民間の労働者、運輸関係者、自営業者等多岐に渡る。それぞれ地域社会において人間関係を築き、コミュニティーを形成してきた。

平和憲法下における従前属していたこのような包括生活基盤が、安保法制改定によって多大な損傷を被り、同基盤から享受していた利益が本質的に害され、原告らの従前属していた包括生活基盤において継続的かつ安定的に生活する利益が侵害されたというべきである。

避難という場所的な変更はないにしても、安保法制改定によって、精神的に隔絶された疎外感・絶望感を覚えている原告らばかりであることは、原告らの陳述書の記載からも明らかである。

2) 自己実現に向けた自己決定権を中核とする人格権としての平穏生活権(その内実は、①戦争への恐怖不安にさらされない利益、②自己の人格を形成、発展させていく平和憲法下の平穏な生活基盤を害されない利益、③平和憲法のもとに形成・発達させていく人格発達権、④内心の静穏な感情を害されない利益を包摂する権利侵害に関する慰謝料

(1)前橋地裁平成29年3月17日判決判時2339号4頁

ア 同事件も、福島第一原発事故により福島県内から避難した者らからの東京電力会社に対する 群馬集団訴訟(原告137名)である。同事件の原告らは、包括的生活利益としての平穏生活権(各種の共同体等から享受する利益の総体としての「ふるさと」を内包するもの。その内実として、i)平穏生活権、ii)人格発達権、iii)居住移転の自由及び職業選択の自由並びに iv)内心の静穏な感情を害されない権利。財産権及び生命身体の権利は含まない。)、又は、上記i)ないしiv)を個別の権利として害されたことによる精神的損害の慰謝料として、一人当たり2000万円等を請求した。

同判決は、損害論(慰謝料部分)につき以下のとおり、判示して、原告ごとに慰謝料請求を一部認容した。

イ 「個々の原告が被った損害については、平穏生活権、i)放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益、ii)人格発達権、iii)居住移転の自由及び職業選択の自由並びに iv)内心の静穏な感情を害されない利益)の侵害により精神的苦痛を受けたかについて検討し、これにより精神的苦痛を受けた場合の慰謝料について、侵害された権利利益の具体的内容及び程度、避難の経緯及び避難生活の態様、家族等の状況その他年齢、性別等本件に現れた一切の事情を斟酌するのが相当と考えられる。」「本件における被侵害利益としての平穏生活権は、既に説示したとおり、自己実現に向けた自己決定権を中核としたものであり、いったん侵害されると、元通りに復元することのできない性質のものであるから、これを、時間又は行動の制約として捉え、入通院慰謝料と比較して慰謝料額を検討することはできないし、また、後遺障害慰謝料についての指摘は、本来比較す

ることのできない身体又は精神の障害による苦痛と自己決定権の侵害による苦痛とを比較するものであって相当ではなく、不当に自己決定権を軽んじるものである。」

(2) 本件訴訟との同質性

ア 同事件の原告らは、福島第一原発事故により福島県内から避難を余儀なくされており、上記 裁判所が認定した損害の考え方は評価できる。

イ 本件においては、前述したとおり、たしかに避難という居住場所の変更はないかもしれない。しかしながら、原告らにとっては、これまで平和憲法下で維持、形成されてきた平穏な生活が、安保法制改定によって決定的に毀損されたという点では、上記事件の原告らに劣らない損害が生じている。住む場所は変わらないにしても、本訴原告らとしては、これまでの生活基盤、地域コミュニティー、ひいては地域の統合体である日本が全く変容してしまったのである。

そのため、本訴の原告らは、自己実現に向けた自己決定権を中核とする人格権としての平穏生活権(その内実は、①戦争への恐怖不安にさらされない利益、②自己の人格を形成、発展させていく平和憲法下の平穏な生活基盤を害されない利益、③平和憲法のもとに形成・発達させていく人格発達権、④内心の静穏な感情を害されない利益を包摂する権利)が侵害されたものと評価できる。

ウ ①戦争への恐怖不安にさらされない利益および④内心の静穏な感情を害されない利益の侵害は、原告らのあらゆる者に認められるが、とりわけ悲惨な戦争を実際に経験した者や、戦争が起こった場合に真っ先に動員される輸送関係の従業者などの侵害が著しい。②平和憲法下の平穏な生活基盤を害されない利益の侵害は、平和活動等を通して平和憲法下の社会秩序の形成に貢献してきたすべての原告らに認められる。実際に安保法制改定を機に、地域社会の人間関係が変容し、ヘイトスピーチや戦争を煽ったり、差別が横行したりようになったと感じる原告らもおり、平穏な生活基盤が顕著に害されていることがわかる。③人格発達権の中には、自らだけでなく、自らの子らの人格を発達させていく権利や、教師であれば、生徒の人格を発達させていく権利も含まれ、それらが侵害されたといえる。

【繰り返すが、日本国憲法は、あの忌まわしい侵略戦争の反省に立って、再び戦争の惨禍を繰り返してはならないとの硬い決意の上に、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定」し、憲法9条で「戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認」し、「戦争」事態を起ることを予防し、「平和的生存権」「人格権」を保障した。ところが、本件「戦争法」は、「なんらかの戦争の開始(武力行使)」を認める法律であるから、9条による「戦争・紛争」を予防する防波堤が破壊されたことを意味する。つまり、「戦争・紛争」予防防波堤が破壊されたことを意味する。したが

って、私たちの日常生活に、突如「戦争・紛争」が押し寄せ、具体的な身体的被害を被るかもしれない中で暮らすことを余儀なくされているということである。これが、本件「戦争法」の成立と施行が及ぼす具体的な被害の本質である。したがって、本件原告らは、「戦争・紛争」予防防波堤破壊により、自己実現に向けた自己決定権を中核とする人格権としての平穏な生活権の侵害に見舞われているということである。】

3) 社会通念上受忍すべき限度を超えた行為によって、平穏な生活を妨げられない利益を侵害されたことに対する慰謝料

(1) 福島地裁平成29年10月10日判決判時2356号3頁

ア 同事件は、平成23年3月11日当時、福島県又はその隣接県である宮城県、茨城県、栃木県に居住していた原告ら3864名が、同日に発生した東北地方太平洋沖地震(本件地震)及びこれに伴う津波(本件津波)により発生した福島第一原発の事故(本件事故)により、原告らの本件事故当時の居住地(旧居住地)が放射性物質により汚染されたとして、東京電力及び国に対し、原状回復とともに、損害賠償を求めた事案である。

同事件の原告は、損害論として、平穏生活権侵害に基づく損害賠償請求に関し、「全ての原告に共通する精神的な損害の一部(内金)として、一律に、月額金5万円の慰謝料を請求するものである。」として、本件が一部請求であることを明示し、原告らの一部は「ふるさと喪失」損害を別途請求しており、平穏生活権侵害による損害と「ふるさと喪失」損害とは別個の損害である旨主張した。

これに対し、同判決は、損害論(慰謝料部分)につき以下のとおり判示して、東京電力に対し、金員の賠償を命じた。

イ 「本件における被侵害法益(平穏生活権)の内実について検討すると、人は、その選択した生活の本拠において平穏な生活を営む権利を有し、社会通念上受忍すべき限度を超えた大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によってその平穏な生活を妨げられないのと同様、社会通念上受忍すべき限度を超えた放射性物質による居住地の汚染によってその平穏な生活を妨げられない利益を有しているというべきである。

ここで故なく妨げられない平穏な生活には、生活の本拠において生まれ、育ち、職業を選択して生業なりわいを営み、家族、生活環境、地域コミュニティーとの関わりにおいて人格を形成し、幸福を追求してゆくという、人の全人格的な生活(原告らのいう「日常の幸福追求による自己実現」)が広く含まれる。」

(2) 本件訴訟との同質性

本件においても、安保法制改定において、本質的に日本が変容した点は同様

である。

すなわち、人は、我が国において平穏な生活を営む権利を有し、社会通念上受任すべき限度を超えた大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、震動、地盤沈下、悪臭によってその平穏な生活を妨げられないのと同様、社会通念上受任すべき限度を超えた行為によって、平穏な生活を妨げられない利益を有しているというべき。「ここでゆえなく妨げられない平穏な生活には、我が国において生まれ、育ち、職業を選択して生業を営み、家族、生活環境、地域コミュニティとのかかわりにおいて人格を形成し、幸福を追求してゆくという、人の全人格的な生活が広く含まれるというべきである。

そして、安保法制改定は、憲法9条の解釈変更を伴うものであって、社会通念上受任すべき限度を著しく超えたものといわざるを得ない。それによって、平穏な生活を妨げられない利益、すなわち、我が国において生まれ、育ち、職業を選択して生業を営み、家族、生活環境、地域コミュニティとのかかわりにおいて人格を形成し、幸福を追求してゆくという、人の全人格的な生活が、決定的に既存されたものと評価できる。

【「④甚大な被害を及ぼす「戦争」と「原発事故」を防止する方法の同一性」で述べたように、日本国憲法は、あの忌まわしい侵略戦争の反省に立って、再び戦争の惨禍を繰り返してはならないとの硬い決意の上に、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定」し、憲法9条で「戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認」し、「戦争」事態を起ることを予防し、「平和的生存権」「人格権」を保障したが、本件「戦争法」は、「なんらかの戦争の開始(武力行使)」を認める法律であるから、9条による「戦争・紛争」予防防波堤が破壊され、私の日常生活に突如「戦争・紛争」が押し寄せ、具体的な身体的被害を被るかもしれないなかで暮らすことを余儀なくされている。

しかも、それは、これまで「戦争・紛争」を事前に予防する憲法9条の防波堤の単なる破壊に留まらず、本件「戦争法」は、るる述べてきた理由から、その「戦争・紛争」を自らの地に呼び込む要因となるため、何時突如として「戦争・紛争」が押し寄せ、具体的な身体的被害を被るかもしれない中で暮らすことを余儀なくされているということを意味する。つまり、本件「戦争法」の立法化とその施行に基づく自衛隊活動が意味することは、近隣に原発が存在しなかった地域に、原発が建設され、稼働され、何時原発事故による放射能被害を被ることになるか分からない状況の中で暮らすことを余儀なくされた地で暮らすことを強いられているということを意味している。しかも、本件「戦争法」のそれは、原発の原子炉という原因源となる核物質が具体的に存在するのとは異なり、「我が国が敵対国からの攻撃やテロリズムの対象」となる地域が何処であるか誰も予想できないのである。言い換えれば、どこでもその対象となりうるということであり、物理的に安全な避難先など

存在しない。したがって、どこで暮らしても、その恐れを抱きながら暮らすことを余儀なくされるという状況にある。

つまり、その状況は、どこに暮らしても原発に隣接した地で暮らすのと同じなのである。したがって、本件「戦争法」による原告らの「平和的生存権」「人格権」の侵害により被る損害と原発事故による放射能被害により被る「平和的生存権」「人格権」の侵害が、そのまま当てはまることになる。】

小結（「我が国は、武力行使の対象とされていない」との認識の事実誤認）

以上のように、㊦判示前提時間枠の「我が国は、武力行使の対象とされていない」は、極めて短い時間枠を設けて、その時間の枠内における現象で、「我が国は、武力行使の対象とされていない」との認識を示し、㊦判示前提時間枠→㊥事実認定→㊣現状判定→㊢結論に基づき、㊡判示を引き出している。それは、上記の数々の客観的事実の誤認があり、判示における理由不備・齟齬を来し、誤判を犯す決定的要因となっている。

また、以上の理由から、本件「戦争法」の立法内容及び成立過程が違憲・違法であり、立法事実が不存在であり、原告らの「平和的生存権」「人格権」「憲法改正・決定権」が侵害され、損害を被っていることは明白である。

結語

以上の理由から、札幌戦争法裁判判決には、事実誤認、理由不備・齟齬があり、誤判を犯している。

また、以上の理由から、本件「戦争法」の立法内容及び成立過程が違憲・違法であり、立法事実が不存在であり、原告らの「平和的生存権」「人格権」「憲法改正・決定権」が侵害され、損害を被っていることは明白である。

以上